

北広島町

企業立地奨励制度

設備取得奨励金のご案内

北広島町では、産業の高度化および工場などの適正配置を促進しており、町内の工業地域や準工業地域に工場などの新設・拡充に対して奨励措置を実施しています。

奨励制度の活用は事前相談が必要です。

着手する日の40日前までに商工観光課（下記連絡先）にご連絡ください。

限度額 **1,000万円**

土地取得代金を除いた設備投資金額に**5%**を乗じた額を助成します。

対象となる工場など

- 物品の製造
- 加工もしくは修理の事業に直接供する施設
- 流通施設
(荷受・保管・流通加工・出荷・道路運送業務)
- 工業に関する試験研究施設
- ソフトウェア業等施設および付帯施設
- 新エネルギー産業および付帯施設※太陽光除く
- 町の発展等に寄与すると町長が認める施設

対象となる基準

基準1

都市計画法（第8条第1項第1号）に掲げる工業地域、準工業地域およびその他工業等の導入が適当であると町長が認める地域に工場等を新設し、または増設するものであること

基準2

新設または増設した工場等に対する投下固定資産総額が5,000万円以上であること

北広島町役場
商工観光課

所在地：〒731-1533 山県郡北広島町有田1122
サイト：<https://www.town.kitahiroshima.lg.jp>
電話番号：0826-72-7368

